

# 性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターの役割

内閣府男女共同参画局  
男女間暴力対策課

内閣府

## 本講義の内容

- 性犯罪・性暴力の特徴
- ワンストップ支援センターの支援
- 相談支援の状況

## 本講義の内容

- 性犯罪・性暴力の特徴
- ワンストップ支援センターの支援
- 相談支援の状況

3

## 性暴力とは

性暴力とは 同意のない性的な行為は、性暴力であり、重大な人権侵害です。

例えば…

- 着替えやトイレ、入浴をのぞかれた
- アルコールや薬物を使用して性行為をされた
- プライベートゾーンを触られた
- 下着姿や裸の写真、動画を撮られた
- 望まないキスや性行為をさせられた
- SNSで知り合った相手から性的な被害を受けた
- 避妊に協力してくれない



性犯罪の法律が変わりました。詳しくは法務省のHPをご覧ください。▶



### 性暴力は、「性犯罪」となる場合もあります

例えば…

- 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪
- 性的姿勢等撮影罪 など



4

## 性暴力とは

あなたのからだところは、あなた自身のものです。  
いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、あなたが決めることができます。

**同意のない性的な行為は「性暴力」です。**

相手と対等な関係でなかったり、嫌だと言えない状況であったりしたなら、  
本当の同意があったことにはなりません。  
また、一つの行為に同意をしたとしても、他の行為に同意したことにはなりません。  
同意のない性的な行為は、犯罪となる場合もあります。

性暴力に対するよくある思い込み 年齢・性別にかかわらず、被害にあうことがあります。

若い女性だけが被害にあう？

男性も被害にあっています。  
子どもや高齢者の被害もあります。  
また、相手が異性でも同性でも、同意のない性的な行為は、  
性暴力です。

夜遅く、知らない人に突然襲われる？

性暴力の被害は、時間や場所を  
問わず発生しています。また、加  
害者の約8割は顔見知りです。友  
人の間や夫婦・恋人の間でも被  
害にあうことがあります。

露出度の高い服を着ていたせい？

どのような服装でも被害にあうこ  
とがあります。悪いのは加害者です。



5

## 性犯罪・性暴力の特徴

- **性犯罪・性暴力は、被害者の人としての尊厳を傷付け、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与える**ことが多いこと。レイプ被害者の半数程度がPTSDの症状を抱えるとも言われており、日常生活に深刻な影響を及ぼすこと。
- **被害者が勇気を出して相談しても、二次被害が生じ、被害を誰にも話さなくなり、社会が被害の深刻さに気付かず、無知、誤解、偏見がそのまま温存されるといった悪循環に陥っている場合があること。**
- **加害者の7～8割が顔見知り**であるとの調査結果もあり、**特に子どもは**、親、祖父母やきょうだい等の親族や、教師・コーチ、施設職員等、自分の生活を支えている人や友好的だと思っている人からの被害を受けることや、被害が継続することも多いところ、**このような相手からの被害や、継続的な性被害を受けている最中である場合には、被害を他人には言えない状況**があること。
- **同じ加害者による類似の性犯罪・性暴力事案が何度も繰り返される例**が少なくないこと。
- **障害者が被害を受けることが多い一方で、被害が潜在化しやすい**という指摘があること。
- **男性やセクシュアルマイノリティが被害に遭った場合、被害を申告しにくい状況**があること。

「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」より抜粋

6

## 本講義の内容

- 性犯罪・性暴力の特徴
- ワンストップ支援センターの支援
- 相談支援の状況

7

## 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

目的 役割	・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供 ・被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止		
設置根拠	・第5次男女共同参画基本計画 ・第4次犯罪被害者等基本計画	設置都道府県数 (か所数)	・47都道府県 (52か所)
機能	・産婦人科等医療的支援(緊急避妊薬の処方・証拠採取・継続的な医療等) ・法的支援(弁護士相談、弁護士紹介等) ・心理的支援(精神科の医療費やカウンセリング費用の補助等)		
運営	・内閣府から、都道府県等に対し 「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を交付		
設置形態	・病院拠点型(12センター) ・相談センター拠点型(3センター) ・相談センター中心連携型(37センター)		
24時間 運営	・21都府県(令和6年4月) ・「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」 夜間休日に対応していない道府県について対応(内閣府が設置)		
相談件数	・69,100件(令和5年度)		

8

## 性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターとは

●自治体が設置する、性暴力被害者支援を専門とする相談機関です。 ●医療費、カウンセリング、法律相談等の費用の補助を行っています。

### ワンストップ支援センターは

- 全都道府県に1か所以上設置されています。
- 24時間365日相談できます。
- 女性、男性、子ども等、多様な被害者からの相談を受け付けています。

お近くのワンストップ支援センターに関する情報は  
こちらから



### 被害者を支える地域のネットワーク



ワンストップ支援センターが  
できること

#### 相談

専門の相談員が、被害者の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考えます。

#### 医療的支援

医療の提供や証拠採取等を行う病院の紹介、同行等を行います。医療費等の補助もあります。

#### 同行支援

病院や警察への同行等を行います。

#### 心理的支援

必要に応じ、カウンセリングを提供します。

#### 法的支援

弁護士などの専門家を紹介します。また、裁判所、弁護士事務所などに行きます。

#### 関係機関と連携

警察、学校、自治体などの関係機関と連携して支援します。家族への支援も行います。

ご本人の意思を尊重し、  
右記の支援を行います

9

## ワンストップ支援センターにおける支援内容

### 支援内容

- 医療的支援  
診察、性感染症検査、緊急避妊、証拠採取・保管 等
- 心理的支援  
自機関内での臨床心理士・公認心理師によるカウンセリング、連携している又は外部の精神科・カウンセリングへのつなぎ、拠点病院の精神科を受診 等
- 法的支援  
弁護士への紹介・つなぎ（弁護士による法律相談を実施したものが大半を占める）等
- 同行支援  
同行支援先としては、産婦人科、裁判所・弁護士事務所等の司法関係 等

※各支援について、内容を件数の多い順に記載

内閣府「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書(令和5年3月)

10

## 性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター  
全国共通短縮番号(R2.10/1~)  
通話料無料化(R4.11~)



「#8891」  
(はやくワンストップ)

性暴力被害者のための  
夜間休日コールセンター(R3.10/1~)

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談  
「キュアタイム」  
R2.10/2~



キュアタイム 🔍検索

## 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和6年度当初予算額 4.9億円】  
(令和5年度予算額 4.8億円 補正予算額 1.1億円)

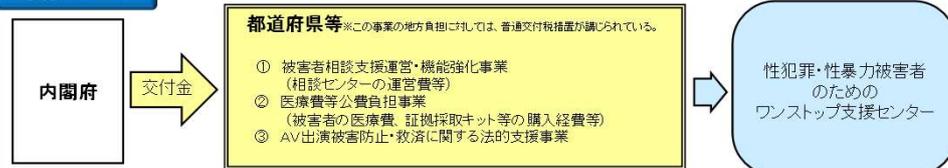
### 目的

○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化のため、都道府県等による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図る。

### 概要

- ◆ 交付先：都道府県、政令指定都市、中核市
- ◆ 対象経費：都道府県等が負担した以下①~③に関する経費
  - ①相談センターの運営費等  
(人件費(支援員の処遇改善、事務職員の配置、コーディネーター等の配置、24時間対応への取組等)、広報啓発、関係機関との連携強化、法的支援、コールセンターとの連携に係る経費、先進的な取組に要する経費(SNS対応、外国語・手話対応等)、こども・若者・男性被害者への支援に要する経費、拠点となる病院を有する支援センターに対する取組加算等)
  - ②被害者の医療費等  
(緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用  
他県居住者の被害の支援に係る経費(急性期)、証拠採取キット等の購入に係る経費、人工妊娠中絶に要する経費等)
  - ③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費
- ◆ 交付率：対象経費の1/2(「②被害者の医療費等」は1/3、「③AV出演被害防止・救済に関する法的支援に要する経費」は全額)
- ◆ その他：他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

### 予算スキーム



## 本講義の内容

- 性犯罪・性暴力
- ワンストップ支援センター
- 相談支援の状況

13

### 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの 相談件数の推移(令和元年度～5年度)

全国のワンストップ支援センターへの相談件数は、**年々増加**。  
令和5年度は、**前年度比9.5%増**。(11月を除き、前年度を上回って推移)



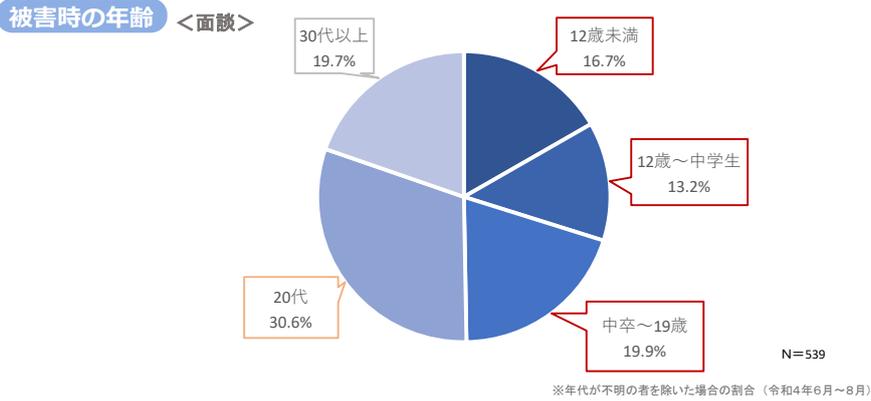
注：1. 相談件数は、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（性犯罪・性暴力被害者支援事業）の事業実績として、都道府県等から報告のあった電話・面接・メール・SNS等による相談の合計。  
2. 対象となるセンターは、令和元年度49か所、令和2（2020）年49か所、令和3（2021）年度49か所、令和4（2022）年度50か所、令和5（2023）年度50か所。

14

## ワンストップ支援センターへの相談者の性別・被害時の年齢

性別は、女性が大半を占めるが、男性からの相談も電話では約1割となっている。  
被害時の年齢は、約半数を10代以下が占めており、中学生以下に限っても、3割に上る。

**性別** <電話相談> 女性 81.7%、男性 14.0% <面談> 女性 97.5%、男性 2.3%

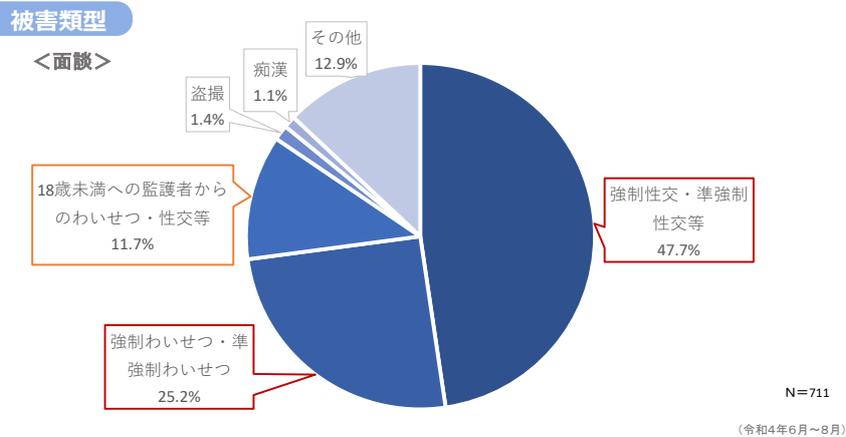


内閣府「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書（令和5年3月）

15

## ワンストップ支援センターへの相談の被害類型

「強制性交等・準強制性交等」が最も多く、約半数を占めており、次に「強制わいせつ・準強制わいせつ」が多くなっている。  
「18歳未満への監護者からのわいせつ・性交等」が1割超に及んでいる。



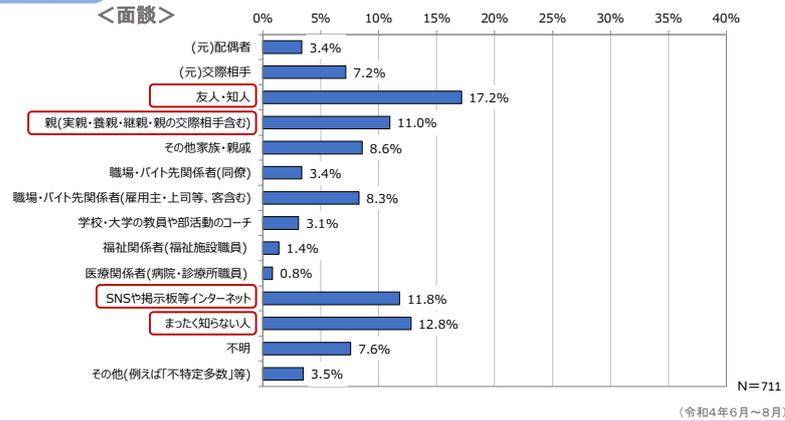
内閣府「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書（令和5年3月）

16

## 加害者との関係

「友人・知人」が最も多く、次いで、「まったく知らない人」、「SNSや掲示板等インターネット」、「親(実親・養親・継親・親の交際相手含む)」の順に多くなっている。

### 加害者との関係



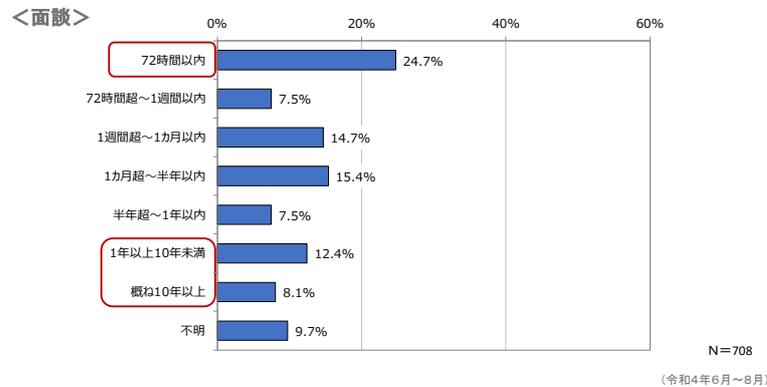
内閣府「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書(令和5年3月)

17

## ワンストップ支援センターへの相談までに要した時間

被害からセンターの面談に至るまでの時間については、「72時間以内」が最も多い。一方で、「1年以上10年未満」「概ね10年以上」を合わせると全体の約2割となっており、被害から長い時間を経て、相談に至る場合も少なくない。

### 相談までに要した時間



内閣府「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書(令和5年3月)

18

## (参考)啓発資料

### 啓発パンフレット

一般向け



保護者・子どもと関わる大人向け



啓発パンフレットはウェブサイトでご覧いただけます。

内閣府：[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/index.html#card](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#card)

19

ご視聴ありがとうございました。



内閣府